

IBC アンチ・ドーピング規程

(2024年6月15日)

第1条(趣旨)

一般財団法人日本ボクシングコミッション(以下「JBC」という)は JBC ルールに付随 する規程として、JBC アンチ・ドーピング規程(以下「本規程」という)を定める。

第2条(適用対象)

本規程は、以下に対して適用される。

- (1) JBC 及びその役職員並びに第4条各項で定める各委員会委員
- (2) 日本国内における公認世界タイトルマッチに出場する両選手(18歳未満の競技者を含む。以下同じ。)
- (3) サポートスタッフ
- (4) JBC の権限下にあるその他の人
- (5) JBC の加盟団体 (その下部組織を含む。)

第3条(アンチ・ドーピングテスト)

- (1) JBC は、日本国内における公認世界タイトルマッチに限り、アンチ・ドーピングテストを実施する。
- (2) 前項の世界タイトルマッチに出場する選手(以下「選手」という)は JBC の指示により、アンチ・ドーピングテストを受けなければならない。選手がアンチ・ドーピングテストを拒否もしくは回避し、又は、アンチ・ドーピングテスト時に不正操作を試みた場合には、禁止物質、禁止方法の使用と同様に次項で定めるアンチ・ドーピング規則違反となる。
- (3) 選手の検体から禁止物質が検出された場合(以下「陽性」という)、JBC ルール第 97条で定めたアンチ・ドーピング規則違反(以下「アンチ・ドーピング規則違反」 という。)となる。
- (4) 選手の検体から禁止物質が検出されたが、検出された数値が第 8 条で定めた基準の範囲内であった場合、アンチ・ドーピング規則違反にはならない。ただし、JBC は、禁止物質が数値基準内で検出された事実につき、JBC の判断により公表することができるものとする。

(5) 選手は禁止物質が体内に入らないよう注意する義務を負い、自らの意志で接種した か等、方法を問わず自己の検体に禁止物質が存在した場合にはその責任を負う。

第4条(委員会の設置)

- (1) JBC は JBC アンチ・ドーピング委員会(「以下「アンチ・ドーピング委員会」という)を設置する。アンチ・ドーピング委員会は、ドーピング検査の実施及び検査結果の報告業務を行う。アンチ・ドーピング委員会は、アンチ・ドーピング規則違反について事実関係を調査することができる。アンチ・ドーピング委員会は、アンチ・ドーピング規則違反が認められた場合、本条第3項に定める JBC アンチ・ドーピング調査裁定委員会(以下「調査裁定委員会」という)への報告を行う。
- (2) アンチ・ドーピング委員会は、JBC コミッションドクター (以下「コミッションドクター」という)、JBC 職員で構成される。
- (3) 調査裁定委員会は、ドーピング検査における中立・公正な機関として、アンチ・ドーピング規則違反をした選手及び選手との間で JBC 公式契約書においてマネージャーとなった者 (以下「マネージャー」という) に対して制裁を科すことができる。調査裁定委員会は JBC 理事長を委員長として、JBC 本部事務局長、コミッションドクター、弁護士、アンチ・ドーピングに詳しい中立な立場の医師の計6名で構成され、その過半数の出席をもって成立する。
- (4) JBC は、JBC アンチ・ドーピング特別委員会(以下「特別委員会」という。)を設置する。特別委員会は調査裁定委員会が決定した制裁を維持し、又は変更することができる。特別委員会は調査裁定委員会に属していない、アンチ・ドーピングに見識のある者を含む3名の委員で構成される。
- (5) JBC は、TUE 委員会を設置し、診断と治療の正当性・必要性を審査し、TUE を認めるか否かを決定する。TUE 委員会は、ドーピング検査に精通するコミッションドクターと JBC 職員で構成される。

第5条 (関与等の禁止)

すべての JBC ライセンス保持者及びそのサポートスタッフは、JBC ライセンス保持者が公認世界タイトルマッチに出場するに際し、常にドーピングを防止する義務を負い、直接、間接を問わず一切のドーピングに関与してはならない。

第6条(アンチ・ドーピングテスト実施方法)

- (1) アンチ・ドーピングテストは、原則として対象試合前の5時間以内又は対象試合終了後の2時間以内のいずれかにおいて実施する。
- (2) アンチ・ドーピングテストは、コミッションドクター、JBC 職員(監督官)、及び 対象選手のマネージャーの立ち合いの下で実施する。

- (3) 検体は、A 検体及び B 検体の 2 サンプルを採取する。
- (4) 採取したサンプルは、セキュリティシールで厳重に封印し、コミッションドクター、 及びマネージャーがサインをした上、JBC が指定する適正な保管機関において、検 体の完全性、同一性及び安全性を確保して保管する。
- (5) 採取したサンプルは、速やかに JBC 指定検査機関(以下「検査機関」という。)に 提出し、検査を実施する。 検査物質及び検査機関については、IBC が指定するものとする。
- (6) アンチ・ドーピングテストに要する費用は、プロモーターの負担とする。

第7条(検査報告)

検査機関は、検査終了後、速やかにアンチ・ドーピング委員会に検査結果を報告する。

第8条 (禁止物質及び数値基準)

禁止物質及び数値基準に関しては、世界アンチ・ドーピング機構(WADA)が定める「禁止表国際基準その他の基準」を準用する。

第9条(A 検体陽性)

- (1) A 検体が陽性であった場合、検査機関は、速やかにアンチ・ドーピング委員会に報告しなければならない。
- (2) A 検体陽性の報告を受けたアンチ・ドーピング委員会は、調査裁定委員会に速やか に報告する。
- (3) 調査裁定委員会は、A 検体陽性の結果を当該選手及びマネージャーに報告する。
- (4) 調査裁定委員会は、A 検体陽性結果を当該選手及びマネージャーに報告した日から 14 日以内(報告した日を含む。)に当該選手及びマネージャーに対し事情を説明する機会を与える。当該期間内において、当該選手は、調査裁定委員会に対して B 検体の再分析申請書を提出することができる。
- (5) 当該選手より B 検体の再分析申請書が提出された場合、アンチ・ドーピング委員会は、速やかに B 検体について、適切な保存状態を維持したまま、別に定める第三者検査機関へ検査の依頼をする。この場合、検体のすり替え等が起こらないように、複数人の立ち合いの下厳重に輸送しなければならない。
- (6) B 検体の再分析が申請された場合は、再分析費用及び再分析詳細検査報告書作成費 用はプロモーターが負担することとする。

第10条(B検体陽性)

(1) A 検体が陽性でかつ B 検体においても A 検体で発見された禁止物質が検出され陽性であった場合、又は、第9条第4項が定めた期間内に再分析申請書が提出されな

かった場合は、当該選手の検体分析結果が陽性であると認定され、調査裁定委員会は、必要書類を添えて、報告書を作成し、当該選手及びマネージャーに報告する。

(2) B 検体の再分析の結果が陽性でなかった場合には、当該選手の検体分析結果を陽性では無いと認定する。

第11条 (アンチ・ドーピング規則違反に対する処分)

- (1) 調査裁定委員会は、アンチ・ドーピング規則違反をした選手又はマネージャー、プロモーター、トレーナー、セコンド等(以下まとめて「マネージャー等」という。) に対し、裁決し制裁処分を科すことができる。
- (2) 調査裁定委員会は、アンチ・ドーピング規則違反を認定するにあたり、当該選手の 検体分析結果を陽性と認定した日から 14 日以内(陽性と認定した日を含む。)に、 当該選手又はマネージャー等に対し弁明の機会を与え、弁明がされた日から 30 日 以内(弁明がされた日を含む。)に裁決し、当該選手又はマネージャー等に対し制 裁処分内容を通知する。
- (3) アンチ・ドーピング規則違反をした選手に対する処分について、基準となる種類は次の通りである。
 - ① 戒告
 - ②試合における成績の失効
 - ③一定期間の出場資格停止(1年以下のライセンス停止)
 - ④無期限の出場資格停止
- (4) アンチ・ドーピング規則違反をした選手のマネージャー等に対する処分について、 基準となる種類は次の通りである。
 - ① 戒告
 - ②一定期間の資格停止(1年以下のライセンス停止)
 - ③無期限の資格停止
- (5) 調査裁定委員会の裁決は、制裁処分の裁決で定められた効力発生日より効力を生じ、 同人から特別委員会へ異議が申し立てられた場合でも、特別委員会の決定がなさ れるまでは裁決の効力は失われない。
- (6) 制裁処分に関して、本規程に定めのない事項は制裁規程に従う(制裁規程第6条(ライセンス無期限停止の解除)の適用を含む。)。
- (7) 海外の試合等、JBC の管轄外の試合において、選手又はマネージャー等が、当該試合において実施されたアンチ・ドーピングテストにおいて陽性であり又は当該アンチ・ドーピングテストに適用される規程に違反したと判断された場合、調査裁定委員会は、当該判断にかかる選手又はマネージャー等に対し、本条に基づく処分を科すことができるものとする。

第12条(異議申立て)

- (1) 第11条第1項により制裁処分を科された選手又はマネージャー等は、制裁処分の 通知を受けた日から14日以内に限り、特別委員会に対し、異議申立てをすること ができる。
- (2) 特別委員会は、前項の異議申立てがあった日から10日以内(異議申立てがあった日を含む。)に、異議申立てをした者に対して、弁明の機会を与える。
- (3) 特別委員会は、前項の弁明がされた日から 30 日以内(弁明がされた日を含む。) に、新たに裁決し、異議申立てをした者に対して、その裁決内容を通知する。

第13条(弁明の機会)

- (1) 第11条第1項の制裁処分の対象となった選手又はマネージャー等は、調査裁定委員会の裁決を受ける前に、第11条第2項に従い調査裁定委員会に対し弁明をする権利を有する。
- (2) 第12条第1項の規定により異議申し立てをした者は、特別委員会の異議申し立て に対する決定を受ける前に、第12条第2項の定めに従い特別委員会に対し、弁明 する権利を有する。

第14条 (TUE)

- (1) 禁止物質若しくはその代謝物の使用、使用の企て、保有若しくは投与、投与の企ては、TUE 委員会に承認された場合には、承認された期間内において、アンチ・ドーピング規則違反とはみなされないものとする。
- (2) TUE 申請に関わる一切の手続きは選手又はマネージャーが行う。
- (3) TUE 申請は、原則として対象試合日の 30 日前までに行われなければならないものとする。ただし、例外的に、対象試合日前 30 日以内の TUE 申請を受理すべきとアンチ・ドーピング委員会が認めた場合には、この限りでない。
- (4) TUE 委員会は、TUE 申請がなされた場合、TUE 判定書を調査裁定委員会に提出 しその写しを選手又はマネージャーに交付する。
- (5) 選手又はマネージャーは、TUE 委員会の判定に関し、判定書の写しの交付を受けた日から 14 日以内に限り、特別委員会に対し、異議申立てをすることができる。 本項の異議申立ては、第12条を準用する。

第15条 (VADA によるアンチ・ドーピングテスト)

- (1) JBC は、プロモーター及び選手が希望した場合、本規程に基づくアンチ・ドーピングテストに代えて、The Voluntary Anti-Doping Association(以下「VADA」という。)によるアンチ・ドーピングテストを実施することができる。
- (2) 前項の場合、検査結果の判定については、第8条で定めた基準に従う。検査物質に

ついて JBC が指定した場合、プロモーターは VADA に対し、JBC の検査物質の指定に従って検査を行わせるものとする。

(3) VADA の検査を選択する場合、当該検査の費用については、VADA によるアンチ・ドーピングテストを希望したプロモーターの負担とする。

第16条(発効)

2024年6月15日より発効する。